

弁護人にお頼みしたいこと断片

(身体的条件もあり、十分に記せませんが...)

~'55.1.26~

1. 大阪への強引な移監(1.28)に抗議し、早急な身柄釈放にこぎ下さい。法的な勾留者が東急地裁であること、尚且、問題が本府リヤ、かゝては取りまじり、身体的条件や訴訟準備の必要性から、大阪へ東急を台座して解決できるはずだと思ひます。

2. 被告人復讐は七個の事件のいふ

① 9.1, 12.3 が終つた

② 1.8, 4.8 は一心のいふ合せとしてあり、

③ 9.7, 9.22, 2.15 } については全くやってゐない、

④ 最終的台語テーマ } といふ状況にあります。

3. 1.31に公判が向かるとすれば、

① 弁護人から(できれば被告人から)前記1に関連する陳述を不二ない、

② 被告人と被告人のいふ合せが可能な限り席を配置し、

③ 被告人の痛苦~苦痛に応じて、いつまで休憩できるかに要求した後に前記2の ①、②、③、④ に入つて下さい。

↑ 弁護を依頼しつつ、 方針に全く没頭でき、準備する条件があるはずかと、
とらざる以下に記します。

前記に「行かぬべからず」と書いて下されは、現段階の情状に即して、
このお慰めを、 本人に意見表明します。

4. ① についての、いふ合せの×を、いふし弁護人へ作成して下さる×を、さし出して下さい。

③、④ を含め、全体について気がついたら、かたかく以下に記します。

全く不十分なものでも残念ですが、やむを得ず、今後あるべき機会に補完していきます。勾留~有罪としていく確力の打倒に向けて...

(~'55.1.28~) T

8014 EBC

